

鹿角市建設工事に係る入札内訳書の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 鹿角市が発注する建設工事の入札において、入札参加者の見積努力を促し、その請負代金の額によっては建設工事の適正な施工等が通常見込まれない契約の締結の防止及び不正行為を排除するため、入札金額見積内訳書（以下「入札内訳書」という。）の取扱い方法及びその内容の確認方法等について必要な事項を定めるものとする。

(入札内訳書の提出)

第2条 入札執行者は、建設工事の入札における全ての入札参加者に対し、入札内訳書を提出させるものとする。

2 入札内訳書は、土木工事にあつては、設計図書における本工事費内訳書に準じた内容とし、建築又は設備工事にあつては、設計図書における総括表に準じた内容とする。

3 入札内訳書は、電子入札システムによる入札にあつては、システム上で入札書に添付して提出するものとし、電子入札システムによらない入札にあつては、入札書と別の封筒に入れて提出するものとする。

4 入札内訳書の提出は、1回目の入札時にのみ求めるものとする。

(入札内訳書の取扱い)

第3条 入札内訳書を提出しなかった入札及び提出された入札内訳書が次の各号のいずれかに該当する場合には、鹿角市競争入札等事務処理要綱（平成22年鹿角市訓令第71号）第31条第13号に該当する無効の入札として取扱うものとする。

- (1) 提出者の商号又は名称の記載がないもの
- (2) 建設工事の件名の記載がないもの
- (3) 工事価格の記載がないもの
- (4) 工事価格の内訳の記載がないもの
- (5) 工事価格と入札金額が著しく異なるもの
- (6) 前各号に掲げるほか無効の入札として取り扱うべきと入札執行者が認めるもの

(入札内訳書の確認方法等)

第4条 入札執行者は、入札終了後、前条各号に掲げる事項その他の記載内容について別表1の項目に従い一次チェックを行うものとする。

2 入札執行者は、前項の一次チェックの結果、前条各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とし、入札内訳書の内容が著しく不誠実であるなど見積努力に欠けると認められる場合は、書面（様式第1号）により改善を求めるものとする。なお、軽微な誤記等である場合は、当該入札者に対し口頭注意を行ったうえで無効としないことができる。

3 入札執行者は、入札結果等に不自然さがあると判断した場合、鹿角市談合情報対応要領（令和6年鹿角市訓令第126号）第3条第3項の規定による報告を行い、公正入札調査委員会の指示に従って入札内訳書の確認を行うものとし、当該工事等の積算内容を把握している職員（以下「工事等担当職員」という。）とともに別表2の項目に従い入札内訳書の二次チェックを行うものとする。

4 入札執行者は、前項の二次チェックを行った場合は、鹿角市談合情報対応要領第5条の規定により報告を行うものとする。

(測量・建設コンサルタント業務等に係る入札内訳書の提出)

第5条 入札執行者は、測量・建設コンサルタント業務等の入札において必要と認めるときは、入札参加者に対し参考資料として入札内訳書の提出を求めることができる。

2 入札執行者は、前項の規定により提出された入札内訳書の内容に不自然さがあると認めるときは、前条第3項及び第4項の規定により対応するものとする。

(低入札価格調査制度における入札内訳書の効力)

第6条 入札内訳書は、低入札価格調査制度を適用する建設工事においては、失格判断基準に該当するか否かを判断する際の調査に使用するものとする。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

入札内訳書一次チェック項目

未提出と認められる又は記載すべき事項が欠けているもの	提出者の商号又は名称の記載があるか	第3条(1)
	建設工事の件名の記載があるか	第3条(2)
	工事価格の記載があるか	第3条(3)
	入札金額の内訳の記載があるか	第3条(4)
	不足又は無関係な書類の混入がないか	
	他の入札者の内訳書を使用していないか	
	その他不適切な点はないか	
記載内容に錯誤等があるもの	内訳書の区分は適切になっているか	
	工事価格と入札金額が著しく異なっていないか	第3条(5)
	設計条件が明らかに異なっていないか	
	数量、単価、金額等に錯誤がないか	
	その他不適切な点はないか	
無効		
書面による改善要請		
口頭注意		

※一次チェックは、契約検査室において各項目の適否を判定し、その結果をもとに無効、書面による改善要請、口頭注意の対応の要否を判定する。

別表2（第4条関係）

入札内訳書二次チェック項目

様式等の比較	様式、書式、書体等が他者と同一でないか
	従来使用してきた様式と異なる様式である等不自然な点はないか
金額の比較	金額が同一（類似している場合も含む）である部分が複数者に共通して積算項目の多項目にわたり存在しないか
	金額が特定の者に対する一定割合の金額差となっていないか
標記の誤りの比較	複数者に共通して同様の表記上の誤り、違い等が存在しないか（積算項目、単位、公表数量、工事名等）
官積算との比較	複数者の金額が、官積算に対して共通の乖離傾向を示していないか
その他	その他不適切な点はないか

※二次チェックは、契約検査室及び工事等担当職員において各項目について適否を判定する。

年 月 日

鹿角市長 印

入札書に添付した入札内訳書の内容の改善について（要請）

下記の工事に係る入札書に添付して提出された入札内訳書の内容を精査した結果、下記のとおり不適切な点があると認められましたので、今後改善されるよう要請します。

1. 入 札 実 施 日	年 月 日
2. 工事番号及び工事名	
3. 入札内訳書の不適切事項	